

第 4 部 地震災害復旧・復興計画

第4部 地震災害復旧・復興計画

第1章 公共土木施設等の災害復旧計画

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進計画 各課

第2節 激甚災害の指定計画 各課

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進計画

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第5部第1章第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当課 》

各課

第1 災害復興計画

1 復旧、復興の基本的方向

県と連携し、被災の程度や市民の意向等を勘案し、早急に復旧、復興の基本的方向を定める。

(1) 被害が比較的少なく、局地的な場合

原形復旧を原則とし、局地的な地域は、中・長期的な視点で災害に強いまちづくりを計画的に推進する。

(2) 被害が甚大で、広範囲な場合

原形復旧を目指すことが困難と予想され、災害に強い地域づくり等、中・長期的課題の解決を図る復興を目指す。

2 復興計画

被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

3 復興計画の策定

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市及び関係機関は諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

更に、再度災害の発生防止と、より快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 災害復旧事業計画

1 基本方針

被災した各施設は、薩摩川内市がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を検討し、その被害程度に応じた適切な災害復旧事業計画をたて、被災施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、施設の新設又は改良を行うとともに、早期復旧を図る。

公共施設等災害復旧事業の対象として、次の事業を実施する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 農林水産施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 上下水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

関係するこれらの事業計画に積極的に協力する。

計画の実施にあたっては、復旧事業を迅速に行うため事業計画を速やかに作成するとともに、実施に必要な職員の配備、応援、派遣等、活動体制について必要な措置をとる。

第2節 激甚災害の指定計画

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第5部第1章第2節 激甚災害の指定計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当課 》

□各課

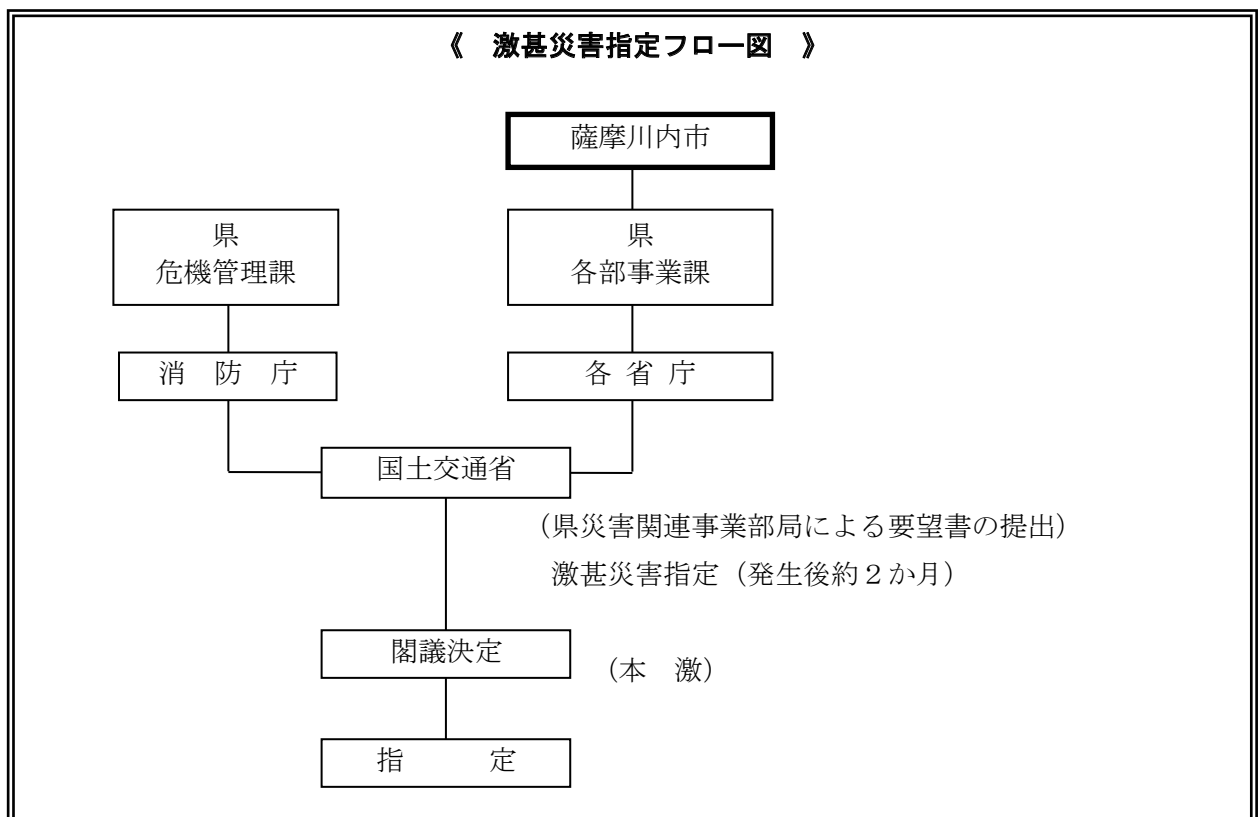
第1 激甚災害に対処するための特別の財政援助

各種法律に基づく予算の範囲内において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）」等に基づき援助される。

1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等

(1) 制度の概要

大規模な被害が発生した場合、激甚法による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要がある、激甚法指定の手続きについて定める。



(2) 激甚法に定める基準

激甚災害については、次の二とおりの指定基準がある。

①広域的(全国レベル)な「本激甚指定」

②市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚」

ア 激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率又は国庫補助嵩上げ等の特別財政援助が行われる。

【 地震災害対策編 】

〈第4部 第1章 第2節 激甚災害の指定計画〉

イ 指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧等、その基準別に個別に指定される。

2 市の実施内容

災対法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ的確に実施できるようにする。

- (1) 県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- (2) 災害の状況を速やかに調査し、県に報告する。
- (3) 早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

第2章 被災者の災害復旧・復興支援計画

第1節 被災者の生活確保計画	<input type="checkbox"/> 防災安全課 <input type="checkbox"/> 税務課 <input type="checkbox"/> 障害・社会福祉課 <input type="checkbox"/> 環境課 <input type="checkbox"/> 建築住宅課
第2節 被災者への融資措置計画	<input type="checkbox"/> 防災安全課 <input type="checkbox"/> 障害・社会福祉課 <input type="checkbox"/> 農政課 <input type="checkbox"/> 畜産課 <input type="checkbox"/> 林務水産課 <input type="checkbox"/> 経済政策課

第1節 被災者の生活確保計画

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第5部第2章1節 被災者の生活確保計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当課 》

防災安全課 税務課 障害・社会福祉課 環境課 建築住宅課

第1 被災者の生活確保計画

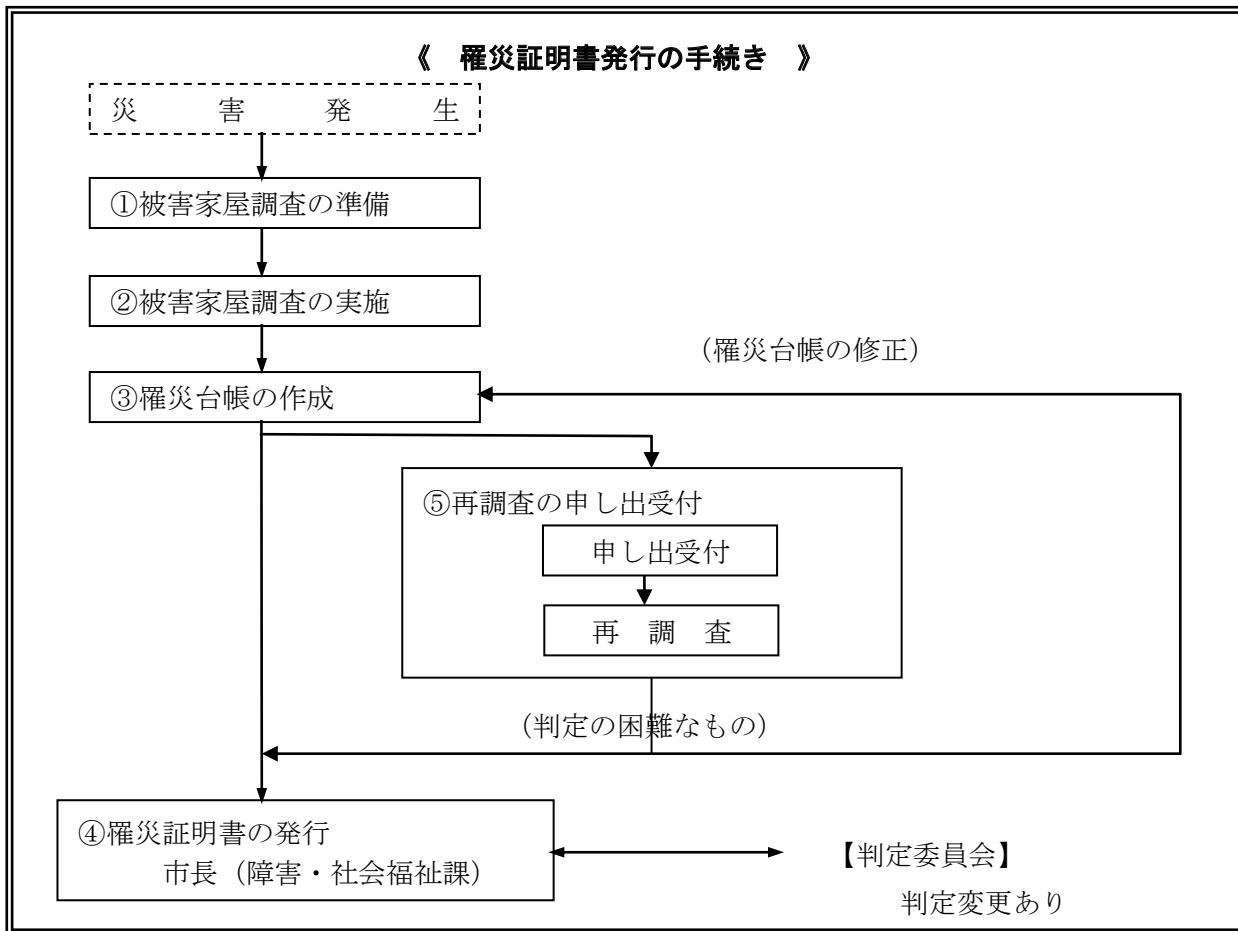
罹災者に対して、生活確保のため次のような諸便宜を供与する。

1 罹災証明書の発行

罹災証明は、被災者の応急的な救済を目的とする救助法による各種施策や、市税の減免等を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、市長が確認できる被害の程度について証明する。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援受入れ態勢の構築等の計画的な促進、被害認定に関する国・県等が開催する研修会等に参加するなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

(1) 罹災証明書の発行手続き



第2 住宅の確保計画

1 住宅の確保

応急仮設住宅から恒久、良質の住宅に切り替えることにより、被災者の住環境の改善を図る。

(1) 住宅の確保

損壊市営住宅を速やかに修繕するとともに、被害状況に応じて市営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

(2) 住宅の修繕、建設の融資

大規模災害（救助法の適用を受ける災害）によって住宅に被害を受けた者は、住宅金融公庫から災害復興住宅の建設資金、又は補修資金の融資を受けることができる。

第3 災害廃棄物の処理計画

1 処理処分方法の確立及び仮置場、最終処分地の確保

市は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確認する。

また、被災した場合、市域内で災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は県災害廃棄物処理計画を踏まえ、県内の他市町村及び県外での仮置場、最終処分地の確保について、環境省と連携して市町村を支援する。

2 リサイクルの徹底

災害廃棄物処理に当たっては、県災害廃棄物処理計画や薩摩川内市一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努める。

3 計画的な災害廃棄物処理の実施

市は、復旧・復興を効果的に行うため、災害廃棄物の処理を復旧・復興計画を考慮して行うものとし、そのための処理実行計画を県が定める災害廃棄物処理実行計画や薩摩川内市一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、定めるものとする。

県は、広域的な調整の必要がある場合、全体計画の策定や関係市町村による合同検討会を主宰することにより、円滑な災害廃棄物処理を促進する。

4 環境汚染の未然防止・市民、作業者の健康管理

災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の未然防止及び市民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。

5 建物等の解体による石綿飛散防止

市は、建築等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第4 生活安定策

1 職業の斡旋

被災者の職業斡旋措置について県に対して要請するとともに、公共職業安定所に対して被災者への職業の紹介斡旋等を依頼する。公共職業安定所は、被災者の技能、経験、健康、その他の状況を勘案して希望する求職条件により職業相談、求人開拓等に基づき職業を斡旋する。

2 災害相談

大規模災害の発生等により、被災した市民からの問い合わせや相談等に対応するため、「災害相談窓口」を開設する。災害相談窓口においては、問い合わせや相談等の情報を基に、市民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努める。また、災害相談窓口は市災対本部の各班により編成し、行方不明者の捜索、り災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の相談、医療相談、生活相談等を受け付ける。

3 租税の徴収猶予減免

(1) 市税の減免の措置（税務課）

被災者に対する市税の減免・申告、申請等の書類の提出に関する期限の延長・徴収猶予は市条例等の規定に基づき実施する。

第5 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する

【 地震災害対策編 】

〈第4部 第2章 第1節 被災者の生活確保計画〉

事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

市は、県が、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者に関する情報の提供を県に求めることができる。

第6 被災建築物に関する各種調査に係る被災者への説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

また、国及び県は市町村の活動の支援に努めるものとする。

第2節 被災者への融資措置計画

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第5部第2章第2節 被災者への融資措置計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当課 》

□防災安全課 □障害・社会福祉課 □農政課 □林務水産課 □畜産課 □経済政策課

第1 基本方針

災害時における事業資金等の融資は、被害の程度、規模によって異なるが、次の資金等についてできるだけ行う。

1 農林漁業関係の融資

- (1) 天災融資法による災害経営資金及び災害事業資金
- (2) 農林漁業金融公庫資金による災害資金
- (3) 農業振興資金による経営安定資金
- (4) 災害復旧つなぎ資金

2 商工業関係の融資

- (1) (株)日本政策金融公庫資金
- (2) 鹿児島県信用保証協会の保証

3 民生関係の融資

生活福祉資金（災害援護資金）

4 住宅資金の融資

- (1) 災害復興住宅建設補修資金
- (2) 一般個人住宅の災害特別資金
- (3) 地すべり関連住宅資金

5 資金選定の指導

市その他の関係機関は、被災者から融資についての相談を受けたときは、各資金の貸付条件その他を十分に説明し、借入事業体に最も適した資金のあっ旋指導にあたるものとする。

6 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく措置

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって市民住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とし支援金を支給する。

第2 災害弔慰金等の金融措置

1 金融措置

(1) 金融措置の種類等

区分	援助・助成措置	担当窓口	備考
支給	ア 災害弔慰金	障害・社会福祉課	
支給	イ 災害障害見舞金	障害・社会福祉課	
支給	ウ 被災者生活再建支援金	障害・社会福祉課	
貸付	エ 災害援護資金貸付金	障害・社会福祉課	
貸付	オ 生活福祉資金	市社会福祉協議会	
貸付	カ 母子寡婦福祉金	保健所	
貸付	キ 金融機関等の融資	金融公庫等	

(2) 市の措置 《 参考編*1 参照 》

ア 「薩摩川内市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年条例第118号）「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」の規定に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。

イ 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金を含めた各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に災証明の交付体制を確立し、被災者に災証明を交付する。

ウ 被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

2 生活資金対策 《 参考編*2*3*4 参照 》

(1) 世帯更生資金

り災した低所得者世帯で資金の貸付と民生委員の指導援助により独立自活できると認められ、かつほかの機関等からの融資が困難な者に対して貸し付けられる。

(2) 母子寡婦福祉資金

災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦が自ら事業を開始する場合、必要な設備費、什器、材料等の購入費として貸し付けられる。

*1 ●参考 5.2.2-(2) 薩摩川内市災害弔慰金の支給等に関する条例

*2 ●参考 5.2.2-(3) 災害弔慰金

*3 ●参考 5.2.2-(4) 災害障害見舞金

*4 ●参考 5.2.2-(5) 災害見舞金等の支給

(3) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく措置（窓口：福祉班）

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とし支援金を支給する。

ア 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

(ア) 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号の規定に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害

(イ) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害

(ウ) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害

(エ) (ア)又は(イ)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）

(オ) (ア)～(ウ)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）

(カ) (ア)若しくは(イ)の市町村を含む都道府県又は(ウ)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）

イ 対象世帯と支給額

被災世帯となった世帯のうち次に該当する世帯主に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)と住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)の合計額を支給する。

(ア) 住宅が全壊した世帯

(イ) 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した場合

(ウ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯

(エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

ウ 市の措置（支給事務の委託）

県から、被災者生活再建支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託された場合、市はその事務の円滑な措置を行う。